

ご支援をいただいた皆様へ

2016年5月吉日

石橋良信さんの職業がんを労災認定させる会
会長 磯部浩幸

闘いへのご支援ありがとうございました

故石橋さんは、1965年にダイトケミックス株式会社（当時：株式会社大東化学工業所）に入社し、染料製造業務に従事して、ガス・粉じんが蔓延する劣悪な労働環境の下、発がん性化学物質を含む様々な化学物質に曝露され、20年もの潜伏期間を経て89年に膀胱がんを発症しました。これは芳香族アミンによる職業がんとして労災認定され3回の摘出手術を行いました。更に10年後の2001年口腔がんを発症し、職場の労働者に様々ながんが多発多重していたため、この口腔がんも職業がんであるとして労災申請しましたが、05年に亡くなりました。

北大阪労働基準監督署は06年請求を棄却し、その後遺族が故人の遺志を継いで審査請求・再審査請求と闘いましたが「因果関係が明確ではない」として請求は棄却されました。しかし、労働保険審査会はその決定書において職場でがんが多発していることを鑑み、芳香族アミンのがん原性を再調査するように国に要請しています（未だに調査はされていません）。この決定を不服として09年8月大阪地裁へ提訴し、大学研究者の協力を得ながら、職場でがんが多発していることを統計学的に証明したり、石橋さんが曝露された化学物質が動物実験においても口腔がんを発症させていること、類似の芳香族アミンが人に対して膀胱だけではなく様々な部位（口腔も含む）の発がん症例があること、更に芳香族アミンが口腔がんを引き起こすメカニズムの研究結果を示すなど、科学的な証拠の数々を示し、口腔がんと業務との因果関係を主張してきました。しかしながら、大阪地裁において12年12月に請求は棄却、大阪高裁の控訴審においても14年11月に請求が棄却されました。判決は、いずれも劣悪な労働環境で働いた労働者にがんが多発多重している実態を軽んじ、原告が主張する科学的な証拠に対して極度に厳密な立証責任を負わせており、およそ労働者救済の立場とはかけ離れたものと言わざるを得ません。これは先の胆管がん問題に対する国の対応とも大きくかけ離れており、即ち動物実験や発がんメカニズムが明確になっていないものの、職場での濃厚な曝露と発がん実態があることを重視して、ジクロロメタン、1,2-ジクロロプロパンが胆管がんを引き起こしたであろうと推論して労災認定したプロセスをまるで無視したものです。

疫学研究からは全がんの5～10%程度が職業要因である（日本においては年間1.5～3万人程度に相当）とされており、職業がんの労災認定はアスベストによる中皮腫が殆どで、その他の化学物質による職業がんの認定件数は年間十数件程度しかありません。これは特定の化学物質の曝露と標的臓器に発症する特定のがんの関係しか労災認定しようとしないう労働行政に問題があります。

私たちは遺族と共に故石橋さんの職業がんを労災認定させ、化学物質を取り扱う全ての労働者の労働衛生管理を強化し職業がんの予防と救済を進めていくため運動を進めてまいりました。

このような状況から大阪高裁判決を不服とし、最高裁に上告しましたが、最高裁は不当にも本件を『上告審として受理しない』と決定しました。この裁判は結果として敗訴しましたが、化学産業に働く労働者の職業がん労災認定の一里塚となったものと思っています。

これまで職業がん認定闘争における行政訴訟を行ってきましたが、昨年末に発生しました福井県の膀胱がん多発事案において、あらためて国の施策の不十分さが犠牲者を増やしていると痛感しました。今後は「職業がん患者と家族の会（仮称）」を設立し、国際的に立ち遅れた日本の職業がん対策を推進することを方針にした運動を広げていきたいと考えておりますので、ご支援の程よろしくお願い致します。